

平成 3 1 年度山梨県食品衛生監視指導計画のポイント

平成 3 0 年の県内における食中毒は、ウイルス、細菌、寄生虫及び植物性自然毒を原因物質として発生し、前年に比べると発生件数、患者数ともに増加しました。特に、植物性自然毒による食中毒が 7 件と多く、これらに対する注意喚起、正しい予防対策の普及啓発が必要となっています。

食品を摂取する際の安全性や、一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、平成 2 7 年 4 月 1 日に施行された食品表示法については、経過措置期間が平成 3 2 年 3 月 3 1 日で終了します。食品関連事業者は、経過措置期間の終了までに新しい基準に基づいた表示を行う必要があります。

平成 3 0 年 6 月に食品衛生法が改正されました。改正の内容には、H A C C P に沿った衛生管理の導入が義務化や、知事に届け出が必要な営業の新設など、多くの食品等事業者が関係するものが含まれます。そのため、食品等事業者は法改正の趣旨を正しく理解し、必要な対応を行うことが求められます。

これらの状況を踏まえ、平成 3 1 年度は、次の事項に重点をおいた計画とします。

<重点的に監視指導すべき事項>

- 本県における過去 3 年及び全国的な食中毒の発生状況等を踏まえ、ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、寄生虫等による食中毒を防止するため、対策を実施することとしました。
 - ・食中毒防止対策（P 7）
- 食品関連事業者に対して、食品表示制度や経過措置期間の終了について周知するとともに、各事業者の対応状況の確認、適正表示の指導を行うこととしました。
 - ・食品表示の適正化対策（P 9）
- 改正食品衛生法の施行に向け、H A C C P に沿った衛生管理の導入を指導することとしました。また、知事に届出が必要な営業の新設について、事業者及び関係団体への周知を図ることとしました。
 - ・改正食品衛生法の周知及び遵守対策（P 9）